

富田林市就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し、就学に必要な援助費（以下「就学援助費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 公立の小学校又は中学校（夜間中学校を除く）に在学する者であって、本市の区域内に居住するものをいう。
- (2) 入学予定者 次年度に公立の小学校又は中学校に入学を予定している者であって、本市の区域内に居住するものをいう。
- (3) 保護者 児童生徒又は入学予定者に対して親権を行う者及び当該親権を行う者と生計を一にする者（以下「親権者等」という。）をいう。ただし、親権者等がない児童生徒又は入学予定者にあつてはその後見人を、親権者等及び後見人がない児童生徒又は入学予定者にあつては現に当該児童生徒又は入学予定者を監護及び教育をしていると認められる者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる保護者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 保護者の前年の所得の金額の合計額が、教育長が別に定める認定基準額以下である者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、本市の区域内に居住しない保護者が、前項各号のいずれかに該当する場合は、当該保護者が現に住所を有する市町村との協議の上、支給対象者とすることができる。

(就学援助費の額等)

第4条 就学援助費の額は、次に掲げる費用について、支給対象者が負担する額を考慮して、毎年度予算の範囲内において教育長が別に定め

る額とする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）
第8条各号に掲げる疾病に係るものに限る。）

2 前項各号（第5号及び第8号を除く。）に掲げる費用は、支給対象者が生活保護法第13条に規定する教育扶助の適用を受けているときは、就学援助費の支給の対象としない。

（支給の申請）

第5条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める申請書に必要な書類を添付又は提示し、児童生徒が通学する又は入学予定者が通学を予定する学校長（以下「学校長」という。）を経由して市長に申請しなければならない。

（支給の認定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、就学援助費の支給の認定の適否を決定し、その結果を申請者及び学校長に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際して必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、所得状況、就学状況等を調査することができる。

（就学援助費の支給）

第7条 市長は、前条第1項の規定により、支給の認定の通知をしたときは、当該通知を受けた保護者（以下「支給認定者」という。）に対し、就学援助費を支給するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、学校長を経由して支給することができる。

2 就学援助費の支給は、原則、口座振込の方法により行うものとする。

（支給の特例）

第8条 市長は、第4条第1項第7号の学校給食費にあつては、学校給食担当課が所管する学校給食費に直接充当することにより、就学援助費の支給に代えることができる。

2 市長は、第4条第1項第8号の医療費にあつては、医療機関が医療費を立て替えているときは、当該医療機関に直接支払うことにより、

就学援助費の支給に代えることができる。

(変更等の届出)

第9条 支給認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第5条の申請の内容に変更が生じたとき。

(2) 就学援助費の支給を必要としなくなったとき。

(支給の廃止等)

第10条 市長は、就学援助費の支給を受けている保護者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助費の支給を廃止又は停止する。

(1) 第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申込みその他不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、支給することが不適當であると市長が認めたとき。

(返還)

第11条 市長は、前条の規定により就学援助費の支給を廃止又は停止したときは、受給者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、入学予定者が公立の小学校又は中学校に入学しなかったとき又は入学する年度の前年度において本市の区域内に居住しなくなったときは、受給者に対し、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。ただし、受給者が第3条第2項に該当する場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。